医 療 法 人 社 団 喜 平 会
府 中 病 院

2026年6月1日

施 設 基 準

	認 可 事 項
基本診療料	急性期一般入院基本料 4　　:院内掲示 （平均在院日数 21日以内、看護配置 10 : 1、看護必要度Ⅱ 15%以上） 感染対策向上加算3 ・ 連携強化加算 ・ 救急医療管理加算 診療録管理体制加算2 ・ データ提出加算1
特掲診療料	薬剤管理指導料 ・ CT撮影及びMRI撮影 ・ 運動器リハビリテーション （Ⅰ） 脳血管疾患等リハビリテーション （Ⅲ） リハビリテーション（運Ⅰ ・ 脳Ⅲ）初期加算 急性期リハビリテーション加算 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術　:院内掲示 がん治療連携指導料 ・ 麻酔管理料（Ⅰ） ・ 二次性骨折予防継続管理料(1・3) 救急外来医学管理料2・3 ・ 院内トリアージ実施体制加算 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・ 入院ベースアップ評価料(77) 電子的診療情報連携体制整備加算2・3
食事	入院時食事療養 (1) 「本院は、上記届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」 ※ 一般/550円　低所得者2・住民税非課税(過去1年間の入院期間が90日以内)/270円 低所得者2・住民税非課税(過去1年間の入院期間が90日超)/220円　低所得1/130円
その他	特別の療養環境の提供　:院内掲示 入院期間が180日を超える入院　:院内掲示 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療にあって別に厚生労働大臣が定めるものの実施 運動器リハビリテーション （Ⅰ） 14単位以降　2，035円 脳血管疾患等リハビリテーション （Ⅲ） 14単位以降　1，100円 実費徴収が認められるサービス等　: 院内掲示